

○議事日程

令和7年12月19日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1	番	倉内貴成君
2	番	小椋正子君
3	番	廣瀬恵理子君
4	番	長谷川 淳君
5	番	松本 暁大君
6	番	三宅 祐司君
7	番	松原 浩二君
8	番	渡邊 憲司君
9	番	加藤 雅浩君
10	番	小島 英雄君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教 育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田 悟君
総務部	長	服部 貴司君
こども未来部	長	三輪 学君
健康福祉部	長	堀場 康伸君
住民部	長	小野木 崇夫君
基盤整備部	長	板橋 篤志君
会計管理者		井上 哲也君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	撰 田 真 広
書	記 高 木 明 美

◇

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 松原浩二議員及び8番 渡邊憲司議員を指名いたします。

◇

第2 一般質問

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。

伝聞や臆測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言をしてください。

不適當・不穩当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じることがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないよう注意してください。

それでは、発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく6点通告に基づいて分割質問方式にてご質問をさせていただきます。

項目数も多いので、端的に質問させていただくところもありますので、よろしくお願ひします。

それでは、1点目、絆づくり交付金の事業効果について。

絆づくり交付金事業の目的とは、希薄した地域の絆を深め、自主的・主体的な地域の活動の推進を図ることを目的として自治会に交付するものとあります。これまでもこの事業の在り方について質問をまいりました。

私自身が自治会長として2年、この制度を活用して自治会活動を行いました。この事業が目的に通じるものがあるとは思いませんでした。地域性によるものとも思いますが、むしろこの事業制度のために自治会長が頭を悩ませ、自治会員が負担に感じるものになっていることは、行政側も既に認識されていると思います。結果として、自治会離れに歯止めがかかっていないということが物語っているのです。

制度が始まった年代からコロナを経て住民の意識は大きく変わっており、この事業は現状の自治会問題を解決するに適していないと考えているわけです。毎年3,000万円を支出する事業、コミュニティバス事業の支出に匹敵する事業にもかかわらず、バス事業には事業効果を問題視する声は多く聞きますが、絆づくり、この事業についてはほとんど聞きません。目に見える分かりやすい事業ではないからかもしれませんが、ただ、町の歳出としては同レベルの事業であり、その事業効果は追求しなければなりませんし、されるべきです。

それらを踏まえて2点質問です。

1つ目、自治会離れに歯止めがかかっていないが、この事業の継続性とは。

2つ目、町の目標に対しての事業効果とこの事業の必要性とは。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 1項目めのご質問、絆づくり交付金事業の事業効果についての1番目、自治会離れは歯止めがかかっていないが、事業の継続を問う。2番目の町の目標に対しての事業効果と事業の必要性を問うにつきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

自治会加入率の低下、いわゆる自治会離れが進んでいることについては、本町といたしましても大きな課題であると認識しております。人口減少や地域コミュニティーの希薄化、働き方の多様化など加入率低下の背景には様々な要因があり、全国的にも同様の傾向が見られます。

一方で、自治会は、防災活動、地域の見守り、環境美化、行事の運営など地域住民の安全・安心とコミュニティー維持に重要な役割を果たしており、地域の課題解決において大きな存在であると考えます。

令和7年3月に策定した岐南町地方創生総合戦略では、地域における住民同士の関わり合いの場や機会の充実、地域の担い手となる人材の育成を図ることによって、住

民が互助・共助を通じ、共に支え合う地域共生社会の実現を目指すための目標の一つとして、2029年度の自治会加入率77%を目標値として設定しております。

加入状況につきましては、加入世帯数自体はここ10年で429世帯増加しておりますが、加入率は今年4月1日基準で73%となり、ここ10年で11.4ポイントの減少が見られます。これは、人口増加に対して自治会への加入が伴っていないのが現状です。加入率の減少傾向については、自治会が抱える様々な課題が原因であると考えられますが、本町としましても課題解決に向けて自治会長が出席する会議の見直しや自治会が抱える事業を町へ移管するなどの負担軽減に取り組んでまいりました。

絆づくり交付金事業が加入率に与える直接的な効果を図ることは難しく、10月に自治会関係者90名以上に対してアンケート調査を実施し、先日、自治会における課題の把握、洗い出しを行いました。

ここでは、これを基に本町の見解を申し上げます。

アンケート結果では、新規加入者が少ない現状で、既存会員の退会、加入率減少の理由として、役員になった際の負担が主な理由に挙げられており、持続可能な自治会活動を目指す上で必要なものは役員や会員の負担軽減であると回答が最も多く寄せられました。

役員の負担の一つとして、それぞれの地域で開催するお祭りなどの企画的な活動における時間的・労力的な抵抗感が存在します。活発な自治会活動の推進を目的として実施しております絆づくり交付金についても、自治会運営における貴重な役割を果たしているという一方で、使わなければならないという義務的なものとなり、事務手続などを含めて負担と感じているという回答が多くありました。

役員の負担感から広報紙配布や環境美化など基礎的活動中心の自治会運営を望む声がある一方で、企画的活動を実施しなければ自治会の意味がないとの意見も存在します。本事業が地域コミュニティ活性化に寄与している反面、自治会を維持する上での足かせとなっていると言えます。

本町としましては、冒頭で申し上げた住民同士の関わり合いの場や機会の充実を通じて、地域共生社会の実現のため、本事業による自治会への支援は不可欠であると考えています。

しかしながら、平成23年度に開始した本事業の制度の在り方については、いま一度見直す必要があることは、6月議会で議員からのご質問にお答えしたとおりでございます。

今回のアンケート結果を受けて、先日開催いたしました自治会の在り方検討会では、これらの課題を踏まえ、負担軽減と地域交流のバランスを念頭に置いた抜本的な

制度改正を目指す協議を開始しました。自治会として本事業をどのような方向に変えていきたいのか意向確認を行い、行政としてどのような改善ができるかご提案する段階にあります。

新たな仕組みづくりの詳細につきましては、現在検討を進めているところであり、説明は控えさせていただきますが、引き続き地域課題の解決につながる形にするために協議を重ね、自治会や地域団体に対する新たな支援制度の令和9年度運用開始を目指しております。本町といたしましては、地域コミュニティの維持・活性化に向け、引き続き実情に応じた支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ありがとうございます。

抜本的な制度改正を目指す協議を始められ、新たな支援制度を令和9年度の運用を目指していると具体的なお話が出てきたことをうれしく思います。期待しています。

では、2点目です。

町民運動会の開催について。

令和5年9月議会にて協議運営方法や反省点を踏まえながら、当時の自治会長からのアンケートなどの意見を反映させ、町民にとってよりよい運動会の開催方法を検討してまいりますとのご答弁がありました。

そこで、1点質問です。

この質問自体は前町長時代の質問であり、当時のご答弁も今後の開催方法についての具体的なご答弁はありませんでした。ただ、令和6年度の開催においては変更点があったことを記憶しています。今年度は残念ながら雨天中止となりましたが、さらに変更された点はありましたか。あわせてお尋ねします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 松本議員の2項目め、町民運動会の開催方法についての1番目のご質問、開催方法を検討するとのご答弁があったが、何が変わったのかを問うについてお答えいたします。

岐南町スポーツ協会が主催する町民運動会は、町民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及・奨励し、健康で明るく楽しい生活の確立と体力づくりの推進を図るため開催しております。

当協会は、各自治会、各スポーツ連盟・協会、スポーツ少年団、PTA及びスポーツ推進委員で構成されており、運動会はこれらの代表で構成する役員会で運営方法など協議され、見直しが行われています。

令和5年10月に開催された運動会の経験を踏まえ、自治会は今後の運動会に関する

アンケートを実施し、取りまとめた提言を当協会に提出しています。提言の内容は、開催時間を少しでも短縮できるよう努めること、競技種目の参加条件を緩和し、参加できる対象者を増やすこと、準備や参加者募集について負担を減らすことなどがありました。これらの提言を踏まえ、昨年度実施した運動会は、競技種目数を減らし、時間を短縮、年齢制限と競技内容を変更し、参加条件の緩和を図りました。

また、夏休み前までに参加者募集の案内をして、子ども会と連携が取れるよう配慮しています。

今年度は、グラウンドコンディション不良により前日の準備ができなくなったため、残念ながら中止となりましたが、今年度におきましても反省点や自治会からの提言を踏まえて役員会で協議を行っています。

昨年度からの変更点は、優勝旗の返還とデカパンリレーを廃止し、時間を短縮する。自治会別学童混合リレーの参加条件を男女問わずとし、5年生から6年生も1週から半週に短縮する。当日の自治会テントの搬入開始時間を早めることにして開催する予定でした。次年度以降も町民がより参加しやすく、よりよい運動会となるよう、スポーツ協会と関係者が連携し、協議してまいります。

町といたしましても、大人から子供まで多くの町民が集まる町民相互の触れ合いの場を大切にしていきたいと考えております。町民の誰もがスポーツを親しむことができる生涯スポーツを推進してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ありがとうございます。

以前、町長からこの運動会が一つの場所に一堂に会することができることのよさを伺いました。開催場所においては私の考えと異なる部分もありますが、最終目指すところは同じです。今後もその目的である触れ合いの場、スポーツを楽しむ、反面にある負担、時代に即した開催を常に念頭に置いて開催方法を模索していただきたいと思います。

それでは、3番目に入ります。

ごみ有料化によるサービス低下を補う施策について。

こちらも前議会においても質問をしてまいりましたが、自己搬入はこれまでの収集方法から見れば、間違いなく住民サービスを低下させているものといえます。困難者に対する運搬費助成などの経済的な支援策はご答弁でも理解しております。

では、それ以外の住民に対してはどうでしょうか。困難者でなくとも負担や不自由は来しています。その他の支援策はいかがでしょうか。

例えば、緑ごみは搬出量の多い時期のみ、これまでのように各収集場所での回収を

行うなど、いずれにしても、もう12月です。さらなる具体的な支援策などが見えてこず、住民の方からの不安や不満の声は途切れません。

では、1点質問です。

自己搬入困難者に対する運搬費助成のほかに、その他の住民に対しての物理的な支援策などはないか。よろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 松本議員の3項目め、ごみ有料化によるサービスの低下を補う施策についての自己搬入困難者に対する運搬助成のほかに、その他の住民に対して物理的支援はないのかを問うについてお答えをいたします。

令和7年3月議会において、岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されたことに伴い、令和8年4月から家庭ごみが有料化し、それに伴い粗大ごみ、すなわち不燃ごみ及び燃える大型ごみの出し方がこれまでの自治会ごとの収集から町内1か所の拠点回収場への自己搬入へと変更となりました。

令和7年10月に自己搬入施設を開設以降、11月まで約1,500件のご利用がございました。今年度は、これから迎える年末や無料の期間が終了する年度末にかけてのご利用がさらに増加すると見込まれております。この状況を受けまして、自己搬入施設の開設日を増加することといたしました。これまでの火曜日、木曜日と第2、第4土曜日の開設日に加え、令和8年3月まで、年末年始を除く金曜日も追加で開設をいたします。

令和8年4月の有料化に伴い、自己搬入施設への利用件数は減少するものと考えておりますが、緑ごみや電池類などの出し方については再検討を行い、住民の皆様が利用しやすい施設の運営を図ってまいりたいと考えております。

ごみの有料化とそれに伴うごみの出し方変更については、廃棄物処理対策協議会での協議を経て、町が方針を策定し、令和7年3月議会において、岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されることに伴うものでございます。今後も、ごみの出し方については、廃棄物処理対策協議会等において協議を継続し、持続可能でよりよいごみ収集の在り方を検討してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ありがとうございます。

全てを聞き入れることはできないということは理解はしております。

今回、再検討というご答弁もいただきました。今後も可能な限り住民の声をお聞き届けいただければと思います。

それでは4点目、時間外手当の件を踏まえ、規則など改善された点とは。

この時間外手当の原資は皆さんからお預かりしたお金です。当時のご答弁でも、就業規則や開庁時間などの見直しを早急に取り組むとのお話がありました。

この件では、私自身が修正動議を提出した当事者としても、その後の進捗について、2点お尋ねします。

1つ目、規則や勤怠管理はどのように変わったのか。

2つ目、開庁閉庁時間の変更、その方向性とは。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の4項目め、時間外手当の件を踏まえ、規則など改善された点とはの1番目のご質問、規則や勤怠管理はどのように変わったのかについてお答えをいたします。

朝礼に関する時間外手当の支給については、勤務時間制度と労働基準法の解釈に対する認識の甘さがございましたので、現在は適正な管理がなされるよう運用を見直しをしております。

時間外勤務とは、正規の勤務時間内の勤務が適正に行われてもなお必要な、あくまでも臨時的・例外的な勤務でございます。所属長は、自己の権限において、命令の結果に対する責任を自覚した上で、真にやむを得ない場合に限り、時間外勤務命令を発令します。こういった前提に加え、時間外勤務命令におきましては、事前命令、事後確認の原則を徹底するように指示しております。

続きまして、2番目のご質問、開庁閉庁時間の変更とその方向性についてお答えをいたします。

開庁時間を短縮することは、主に次の2つの重要な意義と効果をもたらすと考えております。

まず1つ目に、職員の長時間労働の是正と健康維持がでございます。

開庁時間の短縮により創出された時間は、窓口対応に追われることのない内部の事務時間として集中させます。この時間を専門的な業務などに充てることで職員の心身の負担を軽減し、行政サービスの提供の質的向上へとつなげてまいります。

次に、2つ目に、業務効率の向上と有限な財源の有効活用でございます。

短縮によって業務効率が向上すれば、税金で賄われている職員の時間外手当の抑制に直結します。これにより、有限である町の大切な財源をより有効に町民生活の向上に直結する施策に振り向けることを可能といたします。

ただし、この開庁時間の短縮につきましては、サービスの低下ではないかというご懸念を生む可能性がございますので、短縮はするが不便はさせない、そのための代替

措置といたしまして、コンビニ交付サービスの利用促進に取り組んでまいります。

住民票の写しや印鑑登録証明などの各種証明書につきまして、開庁時間に関わらず近くのコンビニで取得できるサービスの利用を促進するために、期間限定でコンビニ交付手数料を割引する施策を実施いたします。今後の具体的な進め方といたしまして、コンビニ交付手数料の改正は4月1日より実施を予定しておりますが、同日からの開庁時間短縮開始については、現在慎重に検討している状況でございます。

ご存じのとおり、3月末から4月の初めにつきましては、人の異動が多く、窓口が極めて混雑する時期でございます。この期間に開庁時間の変更を開始するということは、住民の混乱や不便を最大化する可能性があるためでございます。このため、具体的な開庁時間につきましては、開庁準備に要する最低限の時間も含め、目的を達成するためにどの程度の短縮が可能か協議を進めてまいります。

なお、電話受付の時間は従来のまま変更しない見込みでございます。詳細な取組時間や開始時期が決定いたしましたら、町民や利用者の皆様に対し、混乱が生じないよう周知を徹底してまいります。

この取組につきましては、町の持続的な発展と将来にわたる質の高い行政サービスの提供のために前向きな改革であり、推し進めるべき事業であると認識しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ありがとうございます。

それでは、5番目の質問に入ります。

ハラスメント条例の運用状況は。

当該条例は、当町において一切のハラスメントを排除する強い決意を持って行政側、議会ともに条例を制定し、令和7年4月1日より施行しました。ただ、ハラスメントとは判断基準があるとはいえ、人によってその捉え方は異なり、非常に難しいことであることはご承知のことと思います。

私自身は、この政治活動においてハラスメントは一切していないと認識していません。絶対にやっていないと言い切れますが、実際はどうなのでしょう。執行部や議会においてもそう思い込んでいることはないでしょうか。

では、2点お尋ねします。

1つ目、条例の制定後、職員からの相談や適用された事案はあったか。

2つ目、本人の思い込みや条例があるといえど声を上げにくいなど、事実は調査しないと分からない。定期的な一斉点検を行うべきではないか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の5項目め、1番目のご質問、条例制定後、職員からの相談や適用された事案があるかのご質問についてお答えをいたします。

令和7年4月1日に岐南町の町長等、職員のハラスメント防止条例及び岐南町議会ハラスメント防止条例が施行されて以降に、ハラスメント相談員に相談のあった事案は8件でございます。

続きまして、2番目のご質問、思い込みや声を上げにくいなど事実は調査しないと分からない。定期的な一斉点検を行うべきではないかのご質問についてお答えをいたします。

議員ご提案の一斉点検につきましては、組織全体の実態を定期的かつ計画的に把握し、課題を抽出・是正する観点から有効であると認識しております。

一方で、本町のような小規模な組織にあっては、庁舎内において被害者・加害者が日常的に顔を合わせるような事態が生じやすく、実態を表面化しづらい環境にあり、それが相談・通報抑制につながっている可能性も否定されません。

そのため、一斉点検は、実態の把握、組織からのメッセージ発信、ハラスメントに無自覚な職員への気づきの提供として有効な入り口施策であるものの、単にアンケート調査を実施するといった不十分な運用設計では、結局のところやっただけで終わってしまう懸念もございます。

そもそも、ハラスメントの実態把握、早期改善の目的は、職員一人一人が安心して働くことのできる健全で働きやすい職場環境を確保することであり、結果として住民サービスの質の向上にも直結する極めて重要な課題であると認識しております。そのため、特定のハラスメント事案の有無を個別に把握することに主眼を置くのではなく、職場全体の雰囲気や風通し、業務量や業務配分の適正さ、日頃のコミュニケーションの状況、ワーク・ライフ・バランスの確保状況、さらにはメンタルヘルスの面も含めて総合的に現状を把握し、そこから見えてくる課題を踏まえて職場環境の改善につなげていくことが重要であると考えております。

こうした考えに基づきまして、本庁ではハラスメントに特化したアンケートを単独で実施する予定はございません。その代わりに、職場環境の改善を主たる目的とした包括的なアンケートを定期的かつ継続的に実施する方針としております。

具体的には、職場のコミュニケーション状況や人間関係について、職員自身がどのように感じているか、また、仕事に対するやりがいや業務量、業務配分の状況といった働き方の実態とその受け止め方を尋ねることを想定しております。

あわせて、ハラスメントを含む職場での不安や悩みの有無、それについて相談しや

すいと感じているかどうか、相談窓口の存在や利用方法など、どの程度認知されているかといった点についても把握してまいります。

こうした設問を通じて、顕在化しているハラスメントのみならず、ハラスメントにつながり得る要因や背景を含め、職場環境上の課題を多面的に把握し、その結果を踏まえて必要な改善策や研修、相談体制の充実など具体的な取組を検討し、順次実施してまいります。

今後の取組といたしまして、アンケートの実施自体を目的化せず定期的に実施し、その結果や経年の傾向を継続的に分析することにより、職場環境の変化や実施した施策の効果を検証しながら、いわゆるPDCAサイクルを着実に回していくことを重視してまいります。

また、アンケートの結果の概要を職員に周知するとともに、その結果を踏まえて講じる改善策や取組内容についてもできる限り分かりやすく示し、こうしたプロセスを通じて、職員一人一人が安心して働くことができる職場環境づくりに向けて組織全体として継続的に取り組んでいく考えでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） それでは再質問、1点、2つ目の質問について再質問をさせていただきます。

条例を制定した目的からも、良好な職場環境を確立しなければなりません。条文では職場環境を確保ではなく確立となっています。確立とは、制度や理論、組織などが安定的に整備され、認知や評価が定まる状態を指します。信頼される地位を築いた状態とあります。

依然として他県市町においても、首長をはじめ職場内でのハラスメントによる報道は絶えていません。これまでの経緯からも、特に当町は厳しく取り組むべきと考えています。条例制定もその一つの手段です。物理的な要因を除けば、職場環境を悪化させている要因は、ほぼハラスメントしかないと思います。

おっしゃられたわざわざ包括的としなくとも、職場環境の改善を主たる目的としたアンケートこそがハラスメントに特化したアンケートであり、職場環境の確立の実現に最も簡単で分かりやすく、有効であると考えます。個々の問題が全体を害していくのです。

また、ハラスメントとは、個から生じるのではないのでしょうか。一斉点検、アンケートとも言いますが、ご答弁でも有効な入り口施策ともご認識であり、第三者委員会での調査においても活用されており、その有効性は実証されています。

質問に入ります。

不十分な運用設計、やっただけで終わってしまう懸念もございませうとお話でしたが、そうならないように弁護士や有識者なども活用し、点検実施におけるフローやプログラムをつくることは考えられないのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の再質問、点検実施におけるフローやプログラムをつくることは考えないのかについてお答えをいたします。

本町が考える職場環境の確立は、ハラスメントの有無という一点に限定されるものではなく、日常の業務運営全般や組織文化、働き方の在り方など、より広い観点から捉える必要があると考えております。

具体的には、特定のハラスメント事案の有無を個別に把握することに主眼を置くのではなく、職場全体の雰囲気や風通し、業務量や業務配分の適正さ、日頃のコミュニケーションの状況、ワーク・ライフ・バランスの確保状況、さらにはメンタルヘルス面も踏まえて総合的に現状を把握し、そこから見えてくる課題を踏まえて職場環境の改善につなげていくことが重要であると考えております。

松本議員ご指摘のハラスメントに特化したアンケートを実施することが分かりやすく有効であるとの点につきましては、本町といたしましても、ハラスメントの実態把握や防止が極めて重要なテーマであることは全く同じ認識でございませう。

一方で、ハラスメントとは、上司と部下のコミュニケーションの在り方、業務負担の偏り、長時間勤務の常態化、職場の雰囲気の閉塞感など、職場環境上の様々な要因が複合的に関わる中で生じ得るものであり、その根本的な予防と改善を図るためには、こうした背景要因も踏まえて、幅広く・包括的に職場の実態を把握することが必要であると考えております。

したがいまして、本町といたしましても、ハラスメントそのものについての設問も含みつつ、職場環境全体を視野に入れた包括的なアンケートを実施することが、ハラスメントの未然防止と再発防止の観点からも実効性の高いアプローチであると判断しているところでございませう。

こうした考えを踏まえまして、単にアンケートを実施するだけで終わることなく、その結果を適切に分析し、具体的な改善につなげていくためには、点検のフローや手順、評価の観点をあらかじめ整理したプログラムを整備していくことが重要であると認識しております。

そのため、今後、職場環境の実態把握から課題の抽出、改善策の検討・実施、フォローアップに至る一連の流れが可視化されたプログラムを作成していく方向で検討を進めてまいります。

現時点におきましては、弁護士や有識者の関与の在り方や、どのような段階で関わっていただくのかといった具体的な制度設計までには至っておりませんが、今後の検討の中で、必要に応じて専門的な知見の活用も視野に入れつつ、実効性のある仕組みとなるよう慎重に検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ありがとうございます。

では、最後、6点目の質問に入ります。

議員と職員に距離を持たせることについて。

これまでのおのの議員は住民からの要望や相談をはじめ、議員活動の内容によっては担当の窓口へ足を運んだり、担当課職員、課長、部長と対話をしています。その活動は特に制限されることはなく、町長ご自身も特に精力的に活動をなさっておられたことを記憶しています。

それが議員対応は事務局を必ず通して部長級が対応、会話は録音させていただく場合もあると文書で出されました。あくまでもお願いごとではありますが、口頭と文書では受け取るニュアンスが大きく異なります。前議会の一般質問のすり合わせでは、いきなり録音をされて驚いたものです。録音いいですかと聞かれて、駄目ですなんて返事はありませんので。反面、今回の議会のすり合わせでは全くそのようなお話はありませんでした。ここはよく分かりません。

部長級と限定されることにおいても疑問があり、町政に関わる役場の職員の方を知る、様々な考え方を聞くことができるなど、議員活動においてもこの対話というものは非常に大切なものであると認識しています。これこそが議会と行政の信頼関係の構築へとつながるものではないでしょうか。

質問は1点です。

議員対応は部長級が行い、会話は録音、このことの目的と必要性とは。以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 続きまして、6項目めのご質問、議員対応は部長級が行い、会話は録音、このことの目的と必要性を問うについてお答えをいたします。

町といたしまして、議員の皆様からのご質問やご要望、ご意見は、町政運営における極めて重要な示唆であると認識していることから、迅速かつ的確に受け止め、確実に対応することが必要であると考えております。そのため、一定の裁量や総合調整機能を有する部長級職員が組織横断的に関係部署を取りまとめ、責任を持って対応する体制を整えているところでございます。

あわせて、議員対応を部長級職員が担うことにより、対応内容や責任の所在を明確にするとともに、現場職員のみが単独で対応することによって生じ得る心理的負担の軽減や不適切な言動の未然防止など、いわゆるハラスメント対策の観点を重視した体制として位置づけているものでございます。

これにより、単なる担当課レベルの受け止めにとどまることなく、政策判断の視点を踏まえた助言、調整、実行段階への確実な接続が可能になるものと考えております。

次に、会話の録音につきましては、議員との面会や電話等におけるやり取りは、政策の方向性や具体的な要請事項、事実関係の確認など多岐にわたり複雑でございます。口頭のみ記憶やメモに依存いたしますと意図しない聞き間違い、解釈の相違、伝達過程でのそごが生じるおそれがございます。そこで、関係者の同意を前提に会話を録音し、職員が適切に記録・要旨化の上、共有することで事実関係の正確性を担保し、組織内の引継ぎやフォローアップを着実にを行うことを目的としております。

あわせて、こうした録音データや要旨記録を情報共有や業務プロセスの見直しなどに活用することにより、デジタル技術を積極的に取り入れた業務の効率化・高度化、すなわちデジタルトランスフォーメーション推進の一環として位置づけているところでございます。

今後も、議員各位との建設的な意見交換を通じ、町政の一層の透明性と信頼性の向上に努めてまいり所存でございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 小椋正子議員。

○2番（小椋正子君） 2番議員 小椋でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、2項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、AEDの使用時についてお伺いいたします。

AEDは、意識がないとき、ふだんどおりの呼吸がないときに使用します。心肺停止を疑われる人のために救急車が到着するまでの間、一般市民の誰もが使用できる医療機器です。老若男女が使用することを考えるとプライバシーへの配慮も確実にある

と考えます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、女性のプライバシーのためや止血のために、三角巾などAEDと一緒に準備しておくことはできないでしょうか。

2つ目、AEDの設置場所、屋外にも準備されていますでしょうか。

3つ目、誰でも緊急時にためらうことなく使用できるよう説明書を添えてははいかがでしょうか。

以上で、1項目めの質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小椋議員の1項目め、AEDの使用時に関する1番目のご質問、女性のプライバシーのためや止血のために三角巾などAEDと一緒に準備しておくことはできないかについてお答えをいたします。

AEDは、異常が生じた心臓の動きを正常な状態に戻すためにとても有効な医療機器であり、心停止が起きたときには、救急隊が到着するまでの救命行為、命をつなぐためにAEDが果たす役割はとても大きいと考えます。一般的にAEDを使用する際は、傷病者の服を脱がさなくても衣類を少しずらして電極パッドを貼ることで使用できますが、場合によっては素肌を出すこともあります。この素肌を出すことが傷病者や救助者、周囲の方にとって一定の心理的な抵抗となり、結果AEDの使用をためらわせる一因となることも考えられます。

議員ご提案のとおり、AED設置場所に三角巾を配備することは、三角巾を傷病者の胸部に添えることで、電極パッドの装着後に素肌を覆い、傷病者のプライバシーに配慮した状態で救命処置を続けることが可能となり、救命行為への心理的障壁を取り除くことが期待できます。

また、三角巾はプライバシーを守るだけでなく、止血や骨折、脱臼時などの患部の固定など、その他の応急処置にも幅広く活用できます。町といたしましても、このような配慮は必要と考え、救命行為の促進と町民の皆様が安心して救命活動に取り組めるよう、現在、公共施設に設置しているAEDに三角巾及びその使用方法を記載したリーフレットなどを配備する方向で予算措置を含め関連部署と連携し、できる限り速やかに実施できるよう、令和8年度中の配備を目指してまいります。

続きまして、2番目のご質問、AEDの設置場所、屋外にも準備されているのかについてお答えをいたします。

AEDの設置につきましては、子供の命を守るという観点から学校施設に、子供から高齢者まで不特定多数の町民が立ち寄る町民センター、福祉センター、庁舎、公民

館など町内公共施設24か所に計36台を設置しております。そのうち、身体への大きな負担をかけるスポーツや運動を行う施設など12施設においては、AEDの屋外設置が完了し、施設利用者だけでなく、夜間や休日における地域住民の方々の緊急事態に対応できる体制を整備してきたところでございます。

屋外設置が完了していない公共施設につきましては、AED本体のリース契約上の制約や屋外収納ボックス導入費用の継続的維持管理費用などの予算措置など、課題をクリアする必要がございますので、防災関係部署、施設を所管する関係部署と連携し、積極的に屋外設置の可能性を検討し、町民の皆様が安心して利用できるAED環境の整備を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、誰でも緊急時にためらうことなく使用できるよう説明書を添えてあるかについてお答えをいたします。

救急現場に居合わせた場合、すぐに119番へ通報し、大きな声で協力者を呼び、AEDの搬送を依頼することとなります。そして、119番通報時にスマートフォンなどをスピーカーモードにすることによって両手が自由となり、通信指令者からの指導を受けながら傷病者への適切な応急手当を行うことができます。できるだけ早く胸骨圧迫、人工呼吸を含む心肺蘇生を実施し、AEDを用いて電気ショックを行うことは、大切な命を救うことにつながります。

しかしながら、総務省消防庁統計によりますと、心停止後のAED使用率は僅か5%と非常に少ない割合となっており、AEDの使用が一般的に浸透しているとはいえない状況でございます。

議員のご指摘にもありましたが、AEDはいざという緊急時に誰もが慌てずに正しく使用できる環境整備が不可欠であり、単に設置するだけでなく、その運用面が重要であると認識しております。

公共施設に設置してありますAEDには、本体ケース内部または収納ボックス内部に電源、パッド操作といった最低限の手順を図解入りで簡潔に示した簡易操作シートが配備されております。また、AEDの電源を入れますと本体からは操作手順を教えてくださいの音声ガイダンスが流れ、パニック時にも音声指示に従って行動できるようになっております。しかしながら、AEDの有効活用には救命講習を受講することが重要であるため、町民の皆様が使用時の不安を解消し、自信を持って対応できる技能と意識を高めいただく機会として、羽島郡広域連合消防本部（東消防署）において、心肺蘇生法やAEDの取扱いを学ぶ普通救命講習会を1年を通じて定期的実施しております。

町といたしましても、東消防署と関係部署との連携を強化し、広報紙やホームページ

ジ、SNSによる講習開催の周知を図り、参加体験機会のさらなる拡充に努め、今後もAEDが真に町民の命を守るための安心の道具として機能するよう、ハード・ソフト面の両面で改善と維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 2番 小椋正子議員。

○2番（小椋正子君） 2つ目、2項目めの質問に移ります。

子育て支援の充実についてお伺いいたします。

子育て支援とは、子育てしやすい環境を整え、家庭が出産、育児に抱えている不安を解消するための政策が子育て支援と言われています。児童手当などの経済的な援助や健康診断、予防接種などの医療支援があります。保育サービスや施設の充実も保護者が仕事と育児を両立するために不可欠です。ウイークデー働いている保護者のための育児相談や一緒に遊べるサロンも必要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

1つ目、子育てサロンの日曜日の開催をしてみたいかでしょうか。

2つ目、保育所の補修工事の支援が不足していないでしょうか。

保育所を訪問した際、雨漏り、配線が見えている、床がふわふわするとのお声をいただきました。安心・安全な保育所に保護者の皆様は預けたいと考えます。保育所の老朽化などで転倒や衛生環境、感染リスクを引き起こすことがないように、保育所の環境を整えていくことが大切だと思います。重点支援交付金の活用も希望します。

3つ目、5歳児で発達障害の早期発見に取り組むことはできないでしょうか。

就学期を控えたお子さんの精神、言語、社会性、発達行動を早期発見し、小学校後の集団生活や学習に備えるための支援が必要と考えます。子供の健やかな成長を安心して子育てするために有意義と考えます。5歳児の発達障害の早期発見に取り組むことが大事じゃないでしょうか。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 小椋議員の2項目め、子育て支援の充実の1番目のご質問、子育てサロンの日曜日の開催をしてみたいかについてお答えいたします。

子育てサロンは、子供の健やかな育ちを促進するため、地域全体で子育て家庭を支援する拠点として、やすらぎ苑、すこやかセンター、岐南さくら保育園にて開設しております。

また、子育てサロンでは、子育て支援員を配置し、子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場

所として、子育て中の保護者に広く認知され利用されています。

令和7年4月から10月までの利用親子の平均は、平日は33組、土曜日は14組でした。本町では、子育てサロンの開始当初は1か所、週3日の開催でしたが、現在は3か所において平日の5日間開催しております。さらに、やすらぎ苑のにこにこサロンにおいては、毎月第1、第3土曜日の午前中に開催し、事業を拡大してまいりました。

子育てサロンの利用日について、令和5年度に実施した第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画の基礎資料となるアンケート調査の結果において、日曜日の開催を強く要望する意見はなく、現在、子育てサロンを利用する保護者からも日曜日の開催を望む声は上がっていないと子育て支援員から聞いております。

また、子育てサロンの事業実施主体は町ではありますが、その事業運営は2つの社会福祉法人に委託しております。日曜日に開催するには、委託先法人の職員配置や実施場所の施設の開館に伴う管理など多くの課題がございますので、現段階では子育てサロンを日曜日に開催する考えはございません。

次に、2番目のご質問、保育所の補修工事の支援が不足していないかについてお答えいたします。

保育所の民営化以降、各運営法人では施設の長寿命化や保育環境の向上に努めていただいております。町といたしましても、それらに対して国や県の補助金を最大限活用し、予算の措置、執行を行ってまいりました。

直近の事例といたしましては、今年度、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、うれしの認定こども園が未満児園舎の増築工事を行いました。

また、これまでにも、子供たちが快適かつ安全に過ごせることを目的として、他の施設で空調機器の増設・更新、カーペットや人工芝の張り替えなど支援してまいりました。

今後につきましても、各園から必要な修繕箇所や増改築に関する要望を伺いながら、国や県の活用可能な補助金の情報を継続的に調査・収集し、必要に応じて予算措置を講じてまいります。

続きまして、3番目のご質問、5歳児健診で発達障害の早期発見に取り組んではどうかについてお答えいたします。

5歳前後の幼児は、言語理解や社会性を著しく伸ばす時期であり、この時期に発達障害が初めて認識されることも多くあります。また、保健・医療・福祉による支援の有無が、その後の成長や発達に大きな影響を与えることも知られております。5歳児健診は、子供の特性を早期に発見して、その特性に応じた支援を行うとともに、生活

習慣や育児に関する指導・助言を行い、幼児の健康の保持と増進を図ることとされています。現在、国は5歳児健診の実施に係る支援を進め、全国展開を目指しているところでございます。

本町といたしましても、この方針に沿い、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価し、学童期につなげていく観点から、5歳児健診を目下、実施方法等を検討しているところでございます。

現在実施しております1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診では、児童の健康状態のほかに、発達の遅れなどについても、保護者のお子さんに対する不安や相談に対応するとともに、情報の提供や相談窓口の案内、適切な支援先の紹介などを行い、早期発見、早期支援につなげているところでございます。

今後、これらの健診に加え、5歳児健診を実施する際には就学に向けて健診結果や支援の状況など必要な情報を学校、教育委員会などに引き継ぐ、フォローアップ体制の再構築も関係機関と協議し、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番議員 廣瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき2項目に分け、分割質問方式にて質問させていただきます。

1つ目、水道インフラの現状について。

蛇口をひねれば水が出る、水を飲んだり、トイレを流したり、お風呂に入ったり、私たちの生活に水は欠かせません。近年、全国様々な地域で水道管の老朽化による漏水、赤水、断水トラブルが頻発しています。水道は生活に欠かせないものでありながら、その多くが高度経済成長期に整備され、今まさに更新時期を迎えていることが大きな要因とされています。

国の調査では、全国の水道管のうち、法定耐用年数を超えた管路の割合は年々増加していて、自治体によっては半数以上が老朽化している地域もあります。老朽化が進んだまま適切な更新ができない場合、突然の漏水による道路陥没や濁水の発生、広域断水など生活に深刻な影響を及ぼす事例も実際に報告されています。

また、全国的には更新ペースが追いついておらず、優先度をつけて更新しないと将来的な大規模断水リスクや水質悪化の問題は深刻化する可能性が高いとも言われています。

岐南町においても、令和8年度から水道料金が値上げされることが決まっています。町民の皆さんにとって負担が増す一方で、値上げの背景には、今後避けては通れ

ない水道施設の更新や維持管理費用の増大があります。そうしたことから、具体的な水道施設の適切な更新計画が求められている状況です。

以上のことから、7つ質問いたします。

1つ目、現状40年以上経過している老朽化管路の割合はどのようになっていますか。

2つ目、老朽化が原因の漏水、赤水は過去どの程度ありましたか。

3つ目、岐南町の水質検査で金属類に関する項目はどのように検査されていますか。

4つ目、水質に異常が出た場合の町としての対応フローはどのようになっていますか。

5つ目、赤水や異臭などの異常があった場合、町民への周知はどのように行いますか。

6つ目、老朽化した管路の更新予算は十分に確保されていますか。

7つ目、今後10年の水道管の更新計画はどのようになっていますか。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 廣瀬議員の1項目め、水道インフラの安全性についての1番目のご質問、現状40年以上経過している老朽化管路の割合はどのようになっていますかについてお答えをいたします。

本町の水道本管延長は、令和6年度末時点で15万3,885メートル、約153.9キロでございます。その中で、設置から40年以上経過している本管につきましては5万3,550メートルであり、割合といたしましては34.8%となっております。

続きまして、2番目のご質問、老朽化が原因の漏水、赤水実績は、過去にどの程度ありますかについてお答えをいたします。

令和6年度における水道本管の漏水は15件ございました。その修繕に要した費用は892万8,700円になります。令和5年度は25件、修繕費用は1,068万9,800円、令和4年度は12件、修繕費用は514万7,200円でございます。

修繕の主な内容といたしましては、管と管との継ぎ手材料の破損や車両交通の多い道路下に埋設されております管に亀裂が入ったことによる漏水や、宅内へ給水管を引き込むための部材、サドル分水栓といたしますが、からの漏水が主な原因でございます。

また、老朽化に伴う赤水の被害実績というのは、本町においてはここ数年ございません。

続きまして、3番目のご質問、本町の水質検査で金属類に関する項目はどのように検査されていますかについてお答えをいたします。

水質検査は、水道法施行規則第15条第1項に基づき行っております。色、濁り及び残留塩素の検査は、一般社団法人岐南町シルバー人材センターに委託し、毎日1日1回給水栓で行ってございます。水質基準の基本項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目の検査につきましては、1か月に1回、平島公園、八剣北公園、薬師寺運動広場の給水栓にて行っております。

廣瀬議員のご質問にあります金属類、カドミウムや水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、マンガン及びその化合物に関する検査につきましては、3か月に1回以上行う必要がある検査項目に該当いたします。しかし、過去3年間の水質検査結果が基準値の5分の1以下の場合におきましては、検査期間を1年に1回以上の検査とすることができます。本町におきましては、過去3年間、水質検査結果が基準値の5分の1以下であることから、年に1回の検査といたしております。今年度は、10月14日に平島公園、八剣北公園、薬師寺運動広場にて採水を行い、株式会社総合保健センターにて検査を依頼いたしました。

検査結果につきましては、町のホームページに掲載をしておりますので、ここで詳しくご説明することは控えさせていただきますが、廣瀬議員のご質問にもあります金属類につきましては、基準値をはるかに下回る結果となっていることを申し添えいたします。

続きまして、4番目のご質問、水質に異常が生じた場合の町としての対応の流れを教えてくださいについてお答えをいたします。

住民から通報を受ける水質異常といたしましては、毎日の検査項目にも該当いたします色や濁り、残留塩素異常による臭気等が主なものでございます。そのような異常が生じた場合、職員が通報者の家庭へ出向き状況を確認し、当該家庭だけなのか、区域として異常が発生しているのかを特定いたします。その後、水道管の工事や漏水等、何らかの原因で水道本管に異物が混入していると分かった場合は、当該区域の本管末端のドレーン用吐き口から管内洗浄のための排水作業を行い、色、濁り及び残留塩素の異常がなくなるまで水の入替え作業を実施いたします。

また、月に1回以上行う水質検査の基本項目に異常が生じた場合につきましては、その原因究明を急務に実施するべく、水質の専門機関である岐阜保健所及び委託検査機関へ依頼をし、指導や助言を受けながら必要な措置を講じる体制といたしております。

続きまして、5番目のご質問、赤水や異臭などの異常があった場合、町民への周知

はどのように行いますかについてお答えいたします。

水質異常の影響範囲の広さにより対応が異なりますが、水質異常の影響範囲が比較的狭い場合につきましては、個別訪問による周知にて対応を行います。

また、水道課の公用車にはスピーカー機器が備え付けられておりますので、職員が公用車にて水質異常のアナウンスを行い、周知対応をいたします。

また、それ以上に影響範囲が広範囲の場合につきましては、町のホームページやLINEにて現状の事由を掲載するほか、屋外防災無線機も活用し、広く周知を行う体制を整えております。

続きまして、6番目のご質問、老朽化した管路の更新予算は十分に確保されておりますかについてお答えをいたします。

水道料金の改定を受け、令和8年度以降の水道事業の経営については、安定的に事業を行えるよう計画をいたしております。管路の更新に必要な予算である配水設備工事費の配水管布設替工事につきましては、毎年度の予算額を1億2,000万円程度確保する計画となっております。

また、主要配水管の耐震化工事についても、工事内容により若干工事費は変動いたしますが、予算額として7,000万円ほど計上し、事業を進める計画をいたしております。

続きまして7番目のご質問、今後10年の水道管の更新計画はどのようになっていますかについてお答えをいたします。

水道管の主な更新計画につきましては、平成28年度に策定した水道ビジョンに基づいて、主要管の耐震化工事（管路更新）を着実に進めてまいりました。計画の詳細については、地震時の指定避難所となる小・中学校と水源地とを結ぶ水道本管の耐震化、耐震化優先度1として整備をいたしております。その整備率にあっては、令和6年度末時点で95.3%に達し、残りの延長は400メートル程度でございます。

また、主要配水管の耐震化工事は毎年度500メートル程度を実施しており、耐震化優先度1の基幹管路を含む主要配水管全体の耐震化の進捗率は、令和6年度末時点で67.7%となっております。

また、水道ビジョンにつきましては、平成28年度に策定してから10年が経過することを踏まえ、令和8年度に見直しを行い、令和9年度から令和18年度までの10年間を次期更新計画として策定する予定でございます。

更新計画の主な内容としましては、基幹管路の耐震化を継続して進めることとしております。これは平成28年度策定時の計画で、令和12年度に耐震化を完了する予定でございましたが、現時点において計画に若干の遅れが生じていることから、遅れを取

り戻すため、工事の実施時期を見直し、1年でも早く整備が完了できるよう努める計画としております。

また、基幹管路の耐震化が完了した後は、基幹管路以外の配水管についても準基幹管路を中心に、順次耐震化に伴う更新を進めていく計画でございます。

いずれにいたしましても、町民の生活に欠かせない水道につきましては、重要なライフラインの一つでございます。町民の皆様へ安全で安心な水を安定的に供給することは、当然の責務であると認識をいたしております。今後も持続可能な水道事業を維持していくために、施設の維持・更新や財政の健全化、適正な料金体系の確立といった取組が必要でございます。これらを着実に進めるために、町民の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。引き続き、安心・安全な水の安定供給に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番 廣瀬でございます。

2つ目、2項目の質問に入らせていただきます。

令和8年度予算編成方針について。

来年度の予算づくりが始まる中で、町民の皆様へ生活を取り巻く状況は大きく変化しています。少子化や高齢化、物価高騰など暮らしの不安が増える一方、子育てや教育、防災、福祉分野の充実はますます重要になっています。特に高齢の方への移動支援や介護予防、地域サロンのような地域で人がつながる仕組みは、これからのまちづくりに欠かせないと私は考えています。

また、物価高騰により町民の皆様へ生活にも負担が広がる中、必要な支援を適切なタイミングで届けるための新しい施策も検討される時期に来ていると感じています。こうした背景を踏まえ、来年度予算の重点施策や特に力を入れて取り組むべき方向について4点質問いたします。

1つ目、重点施策・重点分野をお伺いします。

2つ目、子育て支援、教育、防災、福祉など生活に直結する分野の予算配分はどのようになっていますか。具体的な方向性を伺います。

3つ目、高齢の方の移動手段の確保や外出支援、介護予防、地域サロンなどへの支援拡充の方針をお聞きします。

4つ目、物価高騰の中、町民生活を守るためのさらなる支援策の考えはありますか。

以上になります。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 廣瀬議員の2項目め、来年度予算編成についての1番目のご質問、重点施策・重点分野についてお答えをいたします。

令和8年度は、本町が町制施行70周年を迎える記念すべき年です。この特別な年に、本町が総合計画に掲げる将来都市像、「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」の実現をさらに推し進めるため、挑戦と実行の年であることを強く自覚し、予算編成に臨んでまいります。

令和8年度予算編成は、持続可能なまちづくりと人を大切にする行政運営を基本理念としております。本町の財政状況は、現時点において実質単年度収支が3年連続の赤字であり、経常収支比率は91.6%と高水準となっておりますので、本町の財政は硬直化しつつあります。このままでは基金の枯渇リスクも高まっていくことから、基本理念の下、次世代に責任を果たす持続可能な財政の確立を予算編成における最優先の横断テーマに位置づけました。

編成においては、全ての既存事業をゼロベースで捉え、スクラップ・アンド・ビルドの視点で事業目的を達成するために必要最小限の経費で予算を計上することを徹底いたします。

また、将来負担の軽減を見据え、地方債については、原則として年間の償還額を上回る借入れを行わない方針とし、投資の平準化を図り、財源確保につきましては、町税等の収納率向上に全力で取り組むとともに、ふるさと納税の戦略的プロモーション等を通じて安定的な財源を確保してまいります。

一方で、持続可能なまちづくりを実現するための事業につきましては、重点的に予算配分していくことも編成方針としております。本町の財政状況と町民ニーズの変化を捉えながら、第6次総合計画等の上位計画との整合性を図りつつ、本町の強みである人と人とのつながり、利便性、子育て・福祉の充実を最大限に生かすことができる事業を基本に検討を進めてまいります。

予算規模につきましては、新ごみ処理施設建設工事に係る岐阜羽島衛生施設組合負担金が増額見込みであるほか、年々増加する社会保障関係経費についても増額が見込まれますので、今年度を上回る初年度予算になる見込みが出ております。税込総額の増加は見込まれるものの、歳出増加を必ずしも上回るものではなく、財源不足が生じる見込みです。

これに対応するため、財政調整基金の繰入れを最小限に抑えつつ、収支均衡を図り、緊急性・重要性・事業の実施効果を総合的に勘案して予算編成をいたします。予算の組替え・見直しを柔軟に行い、不可欠でない案件の計上を抑制することで、将来

世代への負担を軽減してまいります。

最後に、5つの重点分野について、取組の趣旨と基本的な方向性を申し述べます。

個々の事業や予算額の詳細につきましては、各課からの予算要求に基づいた総務部長査定段階であることから、この場でお示しすることは控えさせていただくことをご了承ください。

第1に、子育て・教育の充実を最重要テーマとし、妊娠期を含むゼロ歳から高校生世代までの切れ目のない支援体制を強化するとともに、働く子育て世代への総合的支援を拡充いたします。

第2に、地域福祉と共生社会の推進として、高齢者の外出支援や地域サロン等、地域での支え合いの場づくりを推進し、介護と子育ての両立を支える生活支援サービスの充実を図ります。

第3に、地域防災力と安全・安心の確保として、自主防災組織への支援強化や共助の意識の醸成、消防団の支援、避難所運営訓練の充実を図り、ハード・ソフト両面での防災インフラ整備を推進いたします。

第4に、町の利便性・にぎわいの創出として、公共施設の再構築と地域活用を横断テーマに、将来を見据えた施設配置を検討・推進し、ぎなん公共交通の刷新を通じて町民の移動の利便性を高めます。

最後、第5に、デジタル化・業務効率化の推進（自治体DX）として、オンライン化による窓口の利便性向上とAI・RPA等の導入で職員の業務負担軽減を図ります。

全ての施策展開に当たっては、町民の皆様との対話と信頼に基づく行政経営を重視し、施策を横断的に結びつけることで複合的な効果を生み出し、暮らしの質を高める小さな町の強みを最大限に引き出してまいります。

限られた財源を有効に活用し、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な形で次世代へつなぐため、令和8年度を挑戦と実行の1年とし、引き続き各議員のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 廣瀬議員の2項目めの2番目のご質問、子育て支援、教育、防災、福祉などの生活に直結する分野への予算配分はどのようになっているのか、具体的な方向性を伺いますについてお答えをいたします。

来年度の予算編成に当たり、岐南町の財政状況は極めて厳しい認識であることを確認した上で、町民の安心と幸せを守る基本理念、持続可能なまちづくりと人を大切に行政運営に基づき、生活に直結する分野に予算の重点配分を行う方針を堅持して

まいります。

まず、子育て・福祉分野については、歳出の性質の中で、扶助費を含む支出の性質上、事業内容の精査を徹底いたします。これにより、非効率な支出の排除と行政効果の最大化を図りつつ、町の強みである子育て・福祉の充実を最大限に生かすよう予算を重点的に配分し、地域社会の安定と連携を強化します。特に、子育て支援と教育分野では、妊娠期を含むゼロ歳から高校生世代までの切れ目のない支援体制を強化し、「こどもが笑顔で育つまち」を実現します。放課後の活動環境の整備を引き続き推進し、働く子育て世代の負担軽減と総合的な支援の拡充を図ります。

福祉分野では、地域での支え合いの場づくりと多様性の尊重を基本方針とし、高齢者の外出支援や地域サロンの推進など、地域での支え合いの場づくりに重点的に予算を配分します。

ダブルケア支援を含む生活支援の拡充を含め、障害者施策・高齢者施策・子育て施策のバランスを保ちつつ、制度間の整合性を図る見直しを継続し、多様性を尊重するまちづくりを着実に進めてまいります。

防災分野では、ハード・ソフト面の両面からインフラ整備を推進します。地域防災力と安全・安心の確保を基本方針とし、自主防災組織の支援強化と共助意識の醸成を図り、地域全体での防災力を高める施策を充実させます。これらの分野において、町のニーズを的確に把握し、緊急性・重要性を勘案して事業の優先順位づけと内容の精査を行ってまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 廣瀬議員の2項目め、令和8年度予算方針の3番目のご質問、高齢者の移動手段の確保や外出支援、介護予防、地域サロンなどへの支援拡充の方針を教えてくださいについてお答えいたします。

当町では、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでおります。この地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く健やかに自立した暮らしを支える仕組みです。

移動手段の確保や外出支援、介護予防の推進、地域サロンなどへの支援拡充の施策は、地域包括ケアシステムの実現を図る上で不可欠であると考えております。そのため、これらの施策の拡充を一体的に進める方針で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 廣瀬議員の2項目めの4番目のご質問、物価高騰の中、町民生活を守るためのさらなる支援策の考えはありますかについてお答えをいたしま

す。

物価高騰が長期化する中で、町民生活を守るためのさらなる支援策については、国の動向を踏まえつつ、地域の実情に即した適切かつ迅速な対応が極めて重要であると認識しております。

まず、本町といたしまして、食料品をはじめエネルギー価格の上昇に対し、これまで国から交付された臨時交付金を活用し、住民の暮らしを下支えする施策を展開してきた点を改めて申し上げます。

住民税非課税世帯等への給付金支援や、子育て世帯や独り親世帯への給付金支援、水道料金の減免、定額減税補足給付金、町内事業所で使用可能なクーポン券の配付、後期高齢者への生活支援ギフト券の配付、学校給食に対する食材費高騰分の支援などを実施してまいりました。本年度におきましても、水道料金の減免や学校給食に対する食材費高騰分の支援、定額減税補足給付金などを実施しており、物価高騰対策を継続しております。

なお、先日、国より物価高騰対応重点支援地方交付金といたしまして、2億3,000万円強の内示を受けました。本町といたしましては、依然として続く物価高騰が町民生活を圧迫している現状を踏まえ、速やかに下支えを行うため、この交付金を活用した支援事業を早急に実施したいと考えております。具体的な施策内容につきましては、現在最終調整中でございますが、町民の皆様が生活の下支えを実感できるよう、スピード感を最優先に検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番議員 廣瀬でございます。

2点再質問させていただきます。

1点目、1つ目の質問のふるさと納税の戦略的プロモーション等を通じて安定的な財源の確保をするとのご答弁でしたが、どのような分野やターゲット層で町の強みを打ち出すのか、現時点での基本的な考えをお伺いします。

2点目、質問の3番目の高齢者の移動手段の確保や外出支援、介護予防、地域サロンなどへの支援拡充の方針について、地域包括ケアシステムの推進とのことでしたが、外出頻度の向上や介護予防の効果をどのような指標で把握し、来年度の予算に反映していくのか、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 廣瀬議員の2項目め、来年度予算編成についての再質問のふるさと納税の戦略的プロモーションにおける具体的なターゲット層と打ち出すべき町の

強みについてにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町には広大な農地や大規模な観光名所がなく、ほかの自治体のような農産物や観光体験といった返礼品の確保に苦勞をしている面があることは事実でございます。しかし、この現状を打破するためには、従来の品物で選んでもらう手法に加え、本町独自の価値を打ち出していく必要があると考えております。

戦略の第1として、ターゲット層を本町の施策に共感してくださる子育て・現役世代に定めます。本町は、コンパクトな町ならではの利便性の高さや手厚い子育て・教育環境が強みです。今後は返礼品の種類を追うだけでなく、寄附金の使い道を子供の居場所づくりや切れ目のない子育て支援など、具体的かつ魅力的なプロジェクトとして提示することで、施策そのものへの共感を得る共感型寄附の促進を図ってまいります。

第2に、特産品が少ないという課題を利便性の高い立地を生かした地場産品の発掘で補います。農産物は少なくとも、町内にはきらりと光る技術を持つ中小企業や魅力的な商工業者が多く存在をいたします。これら事業者の製品やサービスをふるさと納税をきっかけに全国へPRし、ふるさと納税を単なる財源確保の手法ではなく、町内産業の振興と町の認知度向上を両立させるツールとして位置づけてまいります。

第3に、プロモーションの手法についてです。

観光名所がないからこそ、デジタルツールを活用し、本町の暮らしやすさや町民の温かさという日常の魅力を発信します。ふるさと納税サイトの中での見せ方を工夫し、ターゲット層が関心を持つキーワードに合わせた戦略的な広告運用やSNSでのストーリー発信を強化することで、本町のファンを全国に増やしてまいりたいと考えております。

現在の返礼品の少なさや観光資源の不在を悲観するのではなく、むしろ本町の都市的利便性と人を大切にする温かな行政運営という独自の立ち位置を明確なブランドとして打ち出すことで、安定的な財源確保につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 廣瀬議員の2項目め、令和8年度予算方針の3番目のご質問、高齢者の移動手手段の確保や外出支援、介護予防、地域サロンなどへの支援拡充方針を教えてくださいの再質問についてお答えいたします。

本町では、令和7年度より通いの場等一般介護予防評価システム構築事業を導入し、運用に向けて各サロンを訪問して説明会を実施しているところです。サロン活動等の通いの場について、介護予防の場としての運営結果を検証し、PDCAサイクル

に沿って推進してまいります。サロン参加者から収集したデータは、ニーズ調査の結果と結びつけて日本老年学的評価研究機構による分析を行い、岐南町における課題を見える化し、実践的な介護予防につなげていくものです。

令和7年度は、運動を主体とするサロンやスマートフォンなどのデジタル機器に慣れてみえる方が多く参加するサロンから導入し、2年目の令和8年度からは全サロン会場に拡大する予定です。これらのデータを利用し、介護予防事業の改善に取り組み、令和8年度に策定する第10期介護事業計画に盛り込む予定をしております。

町としては、高齢者の移動手段の確保や外出支援、介護予防、地域サロンなどへの支援については、とても大切な事業と考えておりますので、ほかの事業とのバランスも考慮しつつ、拡充する方針で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、大きく4項目について分割にて質問をさせていただきます。

今回質問の中にも、今までに質問させていただいたことを、また今回またラスト9番目なので、ほかの議員が質問されたことも一部重なっておるところもあります。

まず1項目め、ごみの出し方の変更後の状況や対応についてお尋ねします。

本年10月からごみ収集計画変更に伴い、家庭ごみの出し方について、場所や日程など今までと違う形で今現在進んでおります。

そこで、以下4点質問させていただきます。

1点目、変更後によくなったことは何がありますでしょうか。

2点目、逆に悪くなったこと、そういった状況があるのか、そういったことを把握されておられるのか、お聞きします。例えば不法投棄であるとか、自己搬入施設でのトラブル等、やり方が変わりましたので、そういったことはないでしょうか。また、自治会のほうもやり方等、変わりましたので、自治会やその他住民からの苦情などありましたでしょうか。

失礼いたしました。ちょっと訂正して、再度ちょっと質問を進めていきます。

1 項目め、ごみの出し方の変更後の状況や対応について。

ごみの出し方について、今年度途中から、10月から一部変更になりまして、粗大ごみや金属類、ガラス、瓦礫や緑ごみが自己搬入施設へ住民が予約を取って持っていくという形になりました。それに伴い、自治会ごとのリサイクル当番が減るなど住民にとっては今までより遠く運ばなければならない。また、自治会の当番回数が減り、負担軽減になるなど、一長一短であったかとも思います。実際に変更して2か月以上たったわけですが、変わってすぐにはスムーズにいきにくいこともあることが予測されます。

私も町民の方々からいろいろ不安なこと、またご意見を頂戴するに当たり、以下4点についてお尋ねします。

1 点目、変更後によくなったことはどのようなのでしょうか。

2 点目、また逆に、例えば不法投棄が増えたり、自己搬入施設でのトラブルなど、変更後に悪くなったことはありますか。

3 点目、来年度4月から可燃ごみの袋が値上げになります。大きいほうで10枚132円であったものが、10枚500円になるということで、これによる差益が多くなることが予測されると思いますが、どれくらいになるのでしょうか。

4 点目、町民の方の不安に思われていることに一番多かったことが、特に高齢者の方が、今までは自宅から割と近いところへ自転車に乗せて何とか持ってこられた。自己搬入施設へ持っていくことが困難ということで、このような方への対応が必要と思われる。先ほどの差益の一部で対応するなど、自己搬入困難者が自宅にごみをため込まないよう、町の対応についてお考えをお尋ねします。

各地域で親切に対応を考えておられる方、みんなのためにと考えておられる方もありまして、それぞれの方がご自身で、軽トラをお持ちの方ですけど、自分が回収して回ってあげようという方もあったんですが、それについて、当然有料化の場合は廃棄するのにお金がかかるので、そのお金だけもらえばいいということも言われていたが、ただ、そのもうけるわけではないんですが、これについてはお金が一応動く以上、産業廃棄物処理業者許可申請というのが必要になるようなこともありますので、町の対応を望むところでございます。

以上、1 項目めでございます。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 松原議員の1 項目め、ごみの出し方の変更後の状況や対応についての1 番目のご質問、変更後によくなったことと2 番目のご質問、トラブルなど変更後に悪くなったことは何かについてお答えをいたします。

令和7年3月議会において、岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されたことに伴い、令和8年4月から家庭系ごみが有料化し、それに伴い粗大ごみ、すなわち不燃ごみ及び燃える大型ごみの出し方が、これまでの自治会ごとの収集から町内1か所の拠点回収場への自己搬入へと変更になりました。

岐南町におけるごみ課題の中に、近隣市町からのごみの流入の懸念、また環境美化監視員や自治会の負担がございます。

岐阜県内42市町村のうち、可燃ごみは岐南町と岐阜市を除く全ての市町村で有料化が行われていますし、粗大ごみは岐南町を除く全ての市町村で有料化が行われております。近隣市町ではごみの有料化が進められる一方、岐南町では無料でごみを排出できるため、近隣市町からごみが流入しているのではないかとといった苦情やご意見が多く寄せられておりました。

岐南町において、令和8年4月からとする有料化発表以降、特に燃える大型ごみの量が急増しました。燃える大型ごみ・不燃ごみなどの粗大ごみ、プラスチック製容器包装類・瓶・缶・ペットボトル・トレイ・発泡スチロール、紙・古着類・紙製容器包装類・雑紙などのリサイクル資源、緑ごみについては、これまで自治会ごとのステーションにて回収を行ってまいりました。

回収日には、町から委嘱されている自治会の環境美化監視員、自治会長、自治会役員を中心に立ち当番によりご協力をいただいているところでございます。地域の皆様のご協力により、長年にわたり町の環境美化が図られている一方、回収日は年42回あり、当番が負担になってきていることから、これまでのやり方を今後継続していくことが困難な状況となっております。拠点回収の導入は、これらの課題に対応するものであり、近隣市町のごみの流入を防止し、自治会ごとのステーションでの回収日が減少できることから、環境美化監視員や自治会の負担を軽減いたします。

令和8年4月からごみ処理を有料化することにより、粗大ごみについては10キロ当たり200円の手数料が必要となり、ごみの重さを計量する必要もあることから、町内に1か所、自己搬入施設を設けて拠点回収を行うものでございます。

令和7年10月に自己搬入施設を開設以降、11月までに約1,500件のご利用がございました。自己搬入施設は町民の方しか利用することができないため、粗大ごみなどが近隣市町から流入することを防止できております。

また、自治会ごとの回収がリサイクル資源のみとなりましたので、環境美化監視員や自治会の負担を軽減することもできております。これは持続可能なごみ収集の在り方に寄与するもので、今後もよりよいごみ収集の在り方を検討してまいりたいと考えております。

一方で、ごみの出し方変更に伴い、自治会や環境美化監視員をはじめとする住民の方から様々なご意見をいただいております。近隣の自治体で有料化と拠点回収の導入時、拠点回収開始前に地域のステーションに回収することができないほどの大量のごみが出され、トラブルとなった事例から、当町では拠点回収と有料化をずらして開始することといたしました。粗大ごみの自治会ごとの回収終了に伴い、8月から9月にかけては大量の粗大ごみが出されましたが、大きなトラブルもなく拠点回収に切り替えることができいております。

しかし、自己搬入施設は現在無料で粗大ごみを出すことができる期間のため、多くの方に利用していただいております。そのことに伴い、希望日に予約が取りにくかったり、予約の電話がつながりにくいという課題も出てきてございます。

令和8年4月の有料化に伴い、自己搬入施設の利用件数も減少するものと考えておりますが、今年度はこれから迎える年末や無料の期間が終了する年度末にかけて利用がさらに増加すると見込んでございます。

この状況を受けまして、自己搬入施設の開設日を増加することといたしました。これまでの火曜日、木曜日と第2、第4土曜日の開設日に加え、令和8年3月まで、年末年始を除く金曜日も追加で開設をいたします。予約の電話がつながりやすくなるよう、回線とオペレーターの増設、増員を予定してございます。自己搬入施設につきましては、開設より2か月が経過するところでございますが、利用状況を確認し、今後もよりよい施設の運営を図ってまいります。

続きまして、3番目のご質問、ごみ袋値上げによる差益の予測はについてお答えをいたします。

現在の指定ごみ袋の販売に伴う収入は、店頭での販売価格から製造コストや小売店等の販売手数料を差し引いた差益金として、令和6年度実績で446万円でした。現在の事業系ごみの手数料は、可燃ごみ10キロにつき110円の処理手数料として、令和6年度実績で3,301万円でした。

令和8年度からの家庭系ごみの有料化に伴う収入の見込みは、有料化により若干落ち込むことを想定し、過去5年間におけるごみ袋の販売枚数の平均値を1割減した枚数にて算出いたしました。それによる有料化対応の新しい指定ごみ袋の販売手数料収入として4,843万円、自己搬入施設による粗大ごみ収集に伴う手数料収入として592万円を見込んでございます。事業系ごみの手数料変更に伴う収入見込みは、可燃ごみ、粗大ごみ10キロにつき200円の手数料収入として6,162万円を見込んでございます。また、家庭系と事業系を合わせた合計は1億1,597万円を見込んでおります。

一方で、令和8年度のごみ処理に係る委託料と負担金は、見込額で6億4,000万

円、岐阜羽島衛生施設組合負担金は、新ごみ処理施設の建設とその公債費により増加し5億9,000万円、合わせて12億3,000万円となっております。

続きまして、4番目のご質問、高齢者などの自己搬入困難者への対応が必要ではないかについてお答えをいたします。

自己搬入施設への搬入が困難な家庭から排出される粗大ごみの戸別収集を依頼する高齢者などの世帯に対し、戸別収集の費用負担軽減をすることを目的に支援策を実施いたします。

支援の概要といたしましては、高齢者のみ世帯などを対象に、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼した粗大ごみの戸別収集に係る収集運搬費の一部を助成するものでございます。当支援については、令和8年4月からの事業開始を予定しており、現在、助成要綱の策定を進めてございます。令和8年度の予算に当事業の予算を計上いたします。これによる粗大ごみの自己搬入困難者支援策にて、ごみ有料化に伴う住民の不安を解消し、対象となる高齢者などの世帯に対し、戸別収集の費用負担を軽減してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 続きまして、2項目め、住民サービスについてお尋ねします。

岐南町役場のお仕事、皆さんのお仕事はいわゆる岐南町民のための行政サービスの提供であると思います。当然ながら、岐南町の職員の方々は、岐南町民が安全・安心な生活が送れるよう、全体の奉仕者として職務を執行していただいているものと思います。そういった状況において、同じ町民の方々にとって、当然ながら公平・公正なサービスの提供であるべきと思われます。

そこで、以下3点についてお尋ねします。

1点目、学校給食法と受益者負担の観点から、給食費の無償化についてお尋ねします。

岐南町は現在、小・中学校の9年間の学校給食費の無償化を行っておりますが、対象になる児童・生徒がいない世帯の方々から、私のところは何のメリットもない、子供だけ何万円も出すの、など不公平感を言われることがありました。

法で言えば、学校給食法第4章第11条には、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。2項には、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、学校給食費とありますが、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとありますが、受益者負担と公平性の観点から、これについて改めて町のお考えをお尋ねします。

また、これについては、全国的に全部または一部を負担するという自治体も増えている傾向で、それと国のほうでも早ければ来年度から進められるというようなことで、当然ながら私は国がやるべきことだと思いますが、決定ではないようですというふうで出してあったんですが、今日の中日新聞の朝刊に、給食費無償化というのがいよいよ実現するような、小学校だけが対象ですけど、そういったことで国のほうももういよいよ動くということなので、そういったところを町で負担している分を考えると、財政的には町のほうも結構ありがたいことではあるかなと思いますんで、できれば義務教育中学校までやっていただけるといいかなと思いますけど。

2点目、学校給食におけるハラル対応についてお尋ねします。

このあと3項目めでも、外国籍の住民の関係で触れますが、岐南町においても外国籍の人口が増えております。児童・生徒の給食について、アレルギーの対応は十分していただいていると思いますが、もしも、そのハラルの対応が必要になることもあるかもしれませんが、町の対応はどのようなかお尋ねします。

3点目、近年、町内の老人クラブ、これはいろいろ今名前が変わっていておりますが、老人クラブが消滅していております。世の中が超高齢化社会になっていく傾向で、高齢者の交流の場が減ることで健全な生活を送ることが減っていくということにつながると思います。健康寿命を延ばすためには、体を動かす、人との関わりの機会を増やすことが大事だと思います。

先般行われた岐南ほほえみクラブ体育大会、これは以前老人体育大会とっていましたが、これの参加者も人数がどんどん減ってきております。児童・生徒には給食費で年間数万円、老人クラブは新しく1人入ると1人当たり年間で70円、この差が公平と言えるのか、老人クラブへの補助金の見直しが必要と思われるんですが、町の考えをお尋ねします。

以上2項目めです。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 松原議員の2項目め、住民サービスについての1番目のご質問、学校給食法と受益者負担の観点から、給食費無償化を問うにお答えいたします。

本町における学校給食費無償化につきましては、町独自の子育て支援策として平成25年度から事業を拡大し実施しております。学校給食法第11条には、学校給食費は保護者が負担するものと明記してあることから、給食を食べる児童・生徒のその保護者が費用を負担する受益者負担との考え方につながるものと認識しております。

しかしながら、本町の給食費無償化事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減、教育

の機会の均等、さらには食育の充実と公益性が高く、また、近年の物価高騰の影響など、社会全体で子育てを支える社会的投資の観点からも重要な施策と考えております。

加えて、学校給食法の学校給食費は保護者の負担とするに関する解釈につきましては、国の関係通知によりますと自治体が補助を行うことを禁止する趣旨ではないということが示されており、町が給食費を無償化することを否定するものではないと解釈しております。

さらに、国におきましても、令和8年度から小学校の給食費無償化を進めており、給食費の無償化は、今や子育てに必要な施策となっていると考えております。この国の動向は、新聞などで報道されている内容以上の情報が入っていない状況ではありますが、実現すれば町の給食費に係る財政負担は大幅に軽減されるものと考えております。財源確保において非常に重要な国の動きですので、年度末にかけて注視してまいります。

次に、2番目のご質問、学校給食におけるハラル対応についてお答えいたします。

本町の学校給食では、現在、アレルギー除去食としてゴマと卵を除去した給食のみを提供しております。そのほかのアレルギーや宗教上の理由による制限については、児童・生徒が食べられない食品を除いて食すか、また必要に応じて保護者に代替食・弁当を持参していただく対応を取っております。

学校給食において、ハラル食に限らず、宗教的事由による対応食を提供することは非常に困難でありますので、今後も宗教上の理由など口にするできない食材等がある場合には、これまでと同様に児童・生徒、保護者と相談し、児童・生徒の安全確保を最優先としつつ、個別の事情には可能な範囲で対応してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 松原議員の2項目め、住民サービスについての3つ目のご質問、老人クラブへの補助金の見直しが必要であると思うが、町の考えを問うについてお答えいたします。

老人クラブは、地域の仲間と健康づくりや生きがいづくりなどを行うために自主的に活動する組織です。老人クラブの活動や参加の要件については、単位老人クラブや町の老人クラブ連合会が会員の意見、県や国の老人クラブ連合会などの事業を参考に、会員同士で話し合っていて決めています。

6月議会でも答弁をいたしました。老人クラブ連合会は会員減少の対策として、愛称をほほえみクラブとされたり、交通安全大講堂を開講するなど、ほほえみクラブ

の活性化を行ってみえます。町といたしましても、補助金の交付や事務局として老人クラブの活動を支援しております。

また、消滅した単位老人クラブの方で各種活動に参加されたい方については、ほほえみクラブにおいて引き続き検討をされております。

議員が心配しておられる町からの補助金の増額については、補助金監査において繰越金が約70万円あること、令和2年から繰越金に大きな減額がないこと、老人クラブ連合会からの増額要望がないことから、今のところ補助金の見直しの検討はしていません。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 1点再質問させていただきます。

3点目、老人クラブへの補助金の見直しが必要であると思うが、町の考えを問うについてですが、ご答弁いただいて、老人クラブにおいて現状繰越金があり、要望等もないということですが、今後、その事業を実行するに当たり、どうしてもやりたいが予算上我慢している場合とか、今までにもそういったことをお尋ねしたこともないかとは思うので、もしそういったことで予算要求があれば検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 松原議員の2項目め、住民サービスについての3番目のご質問の再質問についてお答えいたします。

老人クラブ連合会から具体的な事業の相談がありましたら検討をしてみたいです。

また、町では老人クラブ連合会を通じて各老人クラブを支援しておりますので、各老人クラブからの予算要望については、老人クラブ連合会にまずはご相談していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 続きまして、3項目め、外国籍の住民との関係について質問させていただきます。

町内の人口増加が現在頭打ちになってきておりますが、今後は減少傾向になっていくと思われませんが、外国籍の人口は少しずつですが増加傾向です。町内でも自転車や徒歩で歩いている方をよくお見かけするようになりましたし、大体は就労、お仕事で見えるということで、町内の企業、いろんな企業にも勤めてみえるようです。町内に限らずですが、近隣市町でもコンビニや飲食店の店員や宅配の配達員でもそういった方が見られるようになりました。

そのような中、全国的にはそういう外国籍の方で、文化の違いとか、様々な問

題が報道されています。過去には町内でも夜中の騒音、夜中に大きい音楽をかけて何かパーティーやっているのか分かんないですけど、そういったので苦情が出たり、畑の野菜がごっそり取られるという、そういった盗難みたいなものもあったようですが、最近では私のほうにも全然聞こえてくることはありません。前議会の一般質問でも触れましたが、いい意味で国際交流ができたらとも思います。

そこで、以下2点お尋ねします。

1点目、本町においてトラブルなど現在発生しているようなことはありますでしょうか。

2点目、コロナ禍以前には国際交流協会というものがありまして、私も会員になっており、当然会費も払っておりますが、会議などにも出ておりました。このようなものを生かすなど、異文化交流が身近なところでできれば、いずれ海外でも活躍するであろう子供たちも含め、町民にとってもよいことであると思っておりますが、町のお考えをお聞きます。

過去にご案内したことあるかもしれませんが、諫早市のある地域では、介護福祉士を目指すフィリピン人の若い男性2人が来て、そこもどんどん若い人が出ていっちゃって、もともとの地元の祭りというか、獅子舞をやってみえたんですけど、それがやれなくなって行って、ただ、その今回介護福祉士を目指してきたフィリピンの若い男性2人がその地域の獅子舞を自分らがやるといってかぶってやられて、それがまた物すごくうまくて、地域の人にもありがたがられたということもありますし、岐南町においても、野中の秋祭りでも2人参加された方がありますし、若宮地の秋祭りでも1人参加された方があります。それと薬師寺の方だと町民野球大会とか、そういうスポーツ大会に参加された方もおりますので、ぜひこういったことでいい方向へ行けるようにできたらと思います。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の3項目め、外国籍の住民との関係についてのご質問の1番目、本町でトラブルなどは発生しているかについてお答えいたします。

本町の外国籍人口につきましては、ここ数年、就労を目的とした方々を中心に増加傾向にあります。

現在、過去に見られた夜間の騒音や農作物を勝手に持っていくなどの迷惑行為に関する町への通報や相談は寄せられておらず、同様の事案は確認しておりません。

続きまして、2番目、国際交流協会の支援など、異文化交流について町の考えを問うについてお答えいたします。

本町は、外国籍住民との共生に向けた取組の必要性を十分に認識しています。まずは、町民一人一人が外国の文化や価値観と出会い、それを日常生活の中で理解・尊重できる土壌を整えることが喫緊の課題であると考えます。こうした課題を踏まえ、異文化交流を町民の身近な存在として位置づけ、長期的かつ持続可能な取組が必要です。地域の理解促進を図るため、地域団体、外国人を雇用している町内事業所と協働し、異文化理解に関する交流の機会づくりなどにも取り組んでいければと考えております。

一方、岐南町国際交流協会につきましては、コロナ禍の影響により活動が一時停止して以来、現在も活動の再開には至っていない状況であります。本町といたしましては、協会が活動を再開し、主体的に事業を展開していただけることを期待しております。そのため、協会の運営状況を注視し、必要に応じて支援や働きかけを行ってまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 最後、4項目めの質問をさせていただきます。

町内施設の今後の方針についてお尋ねします。

小学校、中学校や町民センター、保育施設の建て替えには多額の費用がかかります。基金の積立てなど計画的に進められているかお尋ねします。

これも以前より質問させていただいております町内の町が管理する建物、小学校、中学校、町民センターなどいろいろな施設がありますが、各施設も老朽化が進んでおりまして、例えば東小学校と西小学校の古いほうの校舎はもう築60年近くですね、58、59年、保育施設も、うれしの、うれしの東、それからさくらなどは、これも築40年以上、正確な年数はちょっと分かりませんが、図書館も今までに建て替えの話が何度かありましたが、現状のまま修理、修繕でそのまま使っております。町民センター、そのほか福祉施設においても、全てのところですが、空調や外壁など修理、修繕を繰り返し延命してきております。これまでは人口や税収も交通の利便性等もあり、転入者増により増加傾向でしたが、これからは人口が頭打ちします。人口減少、また税収も減っていくのではないかと、そういう見込めなくなるという予測もされます。

国においてもガソリン減税法が成立、暫定税率廃止により地方自治体にも収入減という影響も考えられ、物価高騰や人件費高騰などマイナスの影響が予測されております。

これらの施設を同時に対応はできない、要は一遍に建て替えできないんですよね。それぞれの施設をどういう順番でいつ対応するのか、いつやるのか、基金を積むなど

具体的な計画があるべきと思いますが、町のお考えをお尋ねします。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松原議員の4項目め、町内施設の今後の方針についてに関するご質問、小・中学校や町民センター、保育施設の建て替えには多額の費用がかかる。基金の積立てなど計画的に進められているかについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町では少子化、高齢化が今後進んでいくことが予想され、人口減少による税収の減額、高齢化等に伴う社会保障費や扶助費の増大が見込まれ、厳しい財政環境の中、学校をはじめとする公共施設等の老朽化対策、建て替え、撤去に係る費用は、今後、本町の財政にとって非常に大きな課題であると認識しております。

このような状況に対応するため、本町では、平成29年3月に岐南町公共施設等総合管理計画、令和3年に個別施設計画を策定し、施設の維持管理・更新費用の推計を行い、その費用を平準化しつつ、施設の総量縮減と長寿命化を図っていくこととしております。

令和6年には、計画の見直しにより一部改定を行い、個別施設計画は施設ごとの老朽化の実態調査を行い、所管ごとに今後の方向性を検討した上で、総合管理計画の実施計画として、学校をはじめとする施設について、今後10年間の具体的な改修スケジュールと対策費用を設定し、計画的な維持管理・改修を進める方針となっております。

改修費用の対応策といたしましては、岐南町公共施設建設事業基金条例に基づき、公共施設の建設や整備事業の資金に充てるための基金（積立金）を毎年度5,500万円以上計画的に積み立て、必要な財源の確保を図っております。

また、基金の確実な積立てに加え、国・県等の補助金や交付金、また、普通交付税措置のある地方債を最大限に活用し、一般財源への依存度を軽減するとともに財源の確保に努めてまいります。

公共施設の改修につきましては、個別施設計画に基づき、施設の実態や緊急性、安全性を総合的に勘案し実施することになりますが、併せて、人口減少等の将来見通しを踏まえ、施設の複合化や機能集約なども含めた施設の多角的利用も視野に入れ、費用対効果の高い公共施設の適切な配置と総量の適正化、費用精査を図り、個別計画と基金の積み増しなど、必要に応じて適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。



休会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により12月20日から22日までの3日間、休会としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、12月20日から22日までの3日間、休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は12月23日午前10時に開きます。

—————◇—————

散会

○議長（加藤雅浩君） 本日はこれにて散会といたします。

午後 1時39分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司